

小委員会の設置について

平成24年3月29日
文化審議会著作権分科会決定

1 設置の趣旨

文化審議会著作権分科会運営規則（平成22年2月15日文化審議会著作権分科会決定）第3条第1項の規定に基づき、著作権分科会に著作権に関する特定の事項を審議する下記の2委員会を設置する。

- (1) 法制問題小委員会
- (2) 国際小委員会

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第1項

「分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。」

2 各小委員会の審議事項

- (1) 法制問題小委員会

著作権法制度の在り方に関すること

- (2) 国際小委員会

国際的ルール作り及び国境を越えた海賊行為への対応の在り方に関すること

3 各小委員会の構成

著作権分科会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

なお、著作権分科会長は会議に出席し、隨時発言することができるものとする。

※文化審議会著作権分科会運営規則第3条第2項

「小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。」

4 その他

- (1) 各小委員会における審議の結果は、分科会の議を経て公表するものとする。

- (2) 議事の手続き、その他各小委員会の運営に関し、必要な事項は、当該小委員会が定める。